

札幌法務局からのお知らせです

司法書士・弁護士・税理士・公証人による

相続に関する相談会

を開催します！



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されました

主催：札幌法務局 後援：札幌市

事前予約制

個別相談

相談料無料

日時 令和6年10月25日(金)・11月15日(金)
10時～16時 (12時10分～13時を除く)

場所 札幌第1合同庁舎2階講堂 (北8条西2丁目1-1)

相談員 司法書士・弁護士・税理士・公証人

相談内容 相続・遺言に関連する相談

相談時間 1組40分 (1組2名まで・個別相談)

お申込み 事前予約制 (先着順)

※定員(各回63組)に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

予約方法 札幌法務局ホームページ
からお申込みください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/page000001_00462.html



【注意事項】

- 1 予約時刻の10分前から、札幌第1合同庁舎2階講堂前で受付を開始します。
- 2 予約時刻に遅れますと、相談を受けられない又は相談時間が短くなる場合があります。
- 3 相談開始時刻が遅れる場合や、相談の順番が前後してお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。
- 4 相談内容に関する資料(固定資産税の納税通知書、遺言書など)があれば、お持ちください。

【問合せ先】

札幌法務局民事行政部民事行政調査官室

電話 011-709-2311 (内線2158)

メール tyousakannsitu01_sapporo_moj_bal@i.moj.go.jp

【案内図】

場所 札幌第1合同庁舎2階講堂

所在地 札幌市北区北8条西2丁目1-1

